

(目的)

第1条 この要綱は、移住を検討している者に一定期間南大隅町での生活体験をできる場を提供し、また、南大隅町が実施する地域間交流若しくは就業体験又は二地域居住の推進を促し、町の定住、移住、交流人口の増加を図ることを目的として南大隅町お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）事業を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 住宅番号 | 名称 | 位置 |
|------|-------|------------------|
| 1 | 加治町住宅 | 南大隅町根占川北1709番地3 |
| 2 | 宮原住宅 | 南大隅町根占川北1299番地3 |
| 3 | 浜上住宅 | 南大隅町佐多伊座敷4107番地3 |
| 4 | 浜尻住宅 | 南大隅町佐多郡2775番地 |

(賃貸借契約)

第3条 町長は、お試し住宅を整備するため、空き家住宅を借り上げようとするときは、その所有者（以下「貸主」という。）と土地建物使用貸借契約（様式第1号）を締結する。

2 土地建物に関わる借上料は、公租公課等を考慮し、貸主との協議において必要と認められる相当額とする。

(修繕)

第4条 町長は、あらかじめ貸主の承認を受けた上で、お試し住宅を通常の日常生活が営める状態まで機能を回復させるため必要な修繕又は改良等を行うとともに、日常生活用品を設置することができるものとする。

2 町長は、借上期間中においてお試し住宅の適切な維持に努めるものとする。

(原状回復義務の免除)

第5条 町長は前条の規定及びその他所有者の承認を得て行った形状の変更については、契約の満了又は解除により物件を返還する際に物件を原状に回復しないまま貸主に返還するものとする。

(利用対象者)

第6条 お試し住宅を利用できる者は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 第1条に規定する目的に合致する者であること。
- (2) 町内に住民登録していない者であること。
- (3) 転勤等による転入予定者又はそれに類する者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。

(5) お試し住宅に関するアンケートや調査等に協力し、感想等を報告できる者であること。

(利用申請)

第7条 利用申請を行う者は、南大隅町お試し住宅利用申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用を認めたときは、南大隅町お試し住宅利用許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用期間)

第9条 お試し住宅の利用期間は、利用を1日単位とし、利用開始日から起算して連続する15日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合、この限りではない。

2 前項の規定による利用期間内において施設を利用しない日があっても、連続して利用したものとする。

(体験料)

第10条 利用者は、次のとおり体験料を納めるものとする。

| 区分 | 単位 | 料金 | 備考 |
|----------|------|--------|---|
| 田舎暮らし体験料 | 1組1泊 | 1,000円 | 1泊追加ごとに1,000円を加算する。 1日（宿泊なし）利用は1組500円。 |

2 体験料には、住宅使用料、光熱水費、浄化槽管理費及びお試し住宅の備品（エアコン・洗濯機・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・掃除機・食器等）利用料が含まれるが、それ以外の費用は利用者負担とする。

3 利用者は体験料を前納しなければならない。

4 既に納付された体験料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由によりお試し住宅を利用することができなくなったとき、その他町長が認めるときは、既に納付された体験料の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第11条 利用者は、お試し住宅及びその敷地の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に規定する以外の目的に利用しないこと。

(2) 薬物を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって利用することを知りながら、そのための場所として提供すること。

(3) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、また利用させないこと。

- (4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (5) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
- (6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (7) 清掃、除草を適宜行うこと。
- (8) ごみを適切に処理すること。
- (9) お試し住宅の増築若しくは改築、又は模様替えをしないこと。
- (10) 合鍵は複製しないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に利用すること。

（行為の禁止）

第12条 利用者はお試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造、販売、寄附の要請、その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為

（立入り）

第13条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

（損害賠償）

第14条 利用者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を南大隅町お試し住宅破損（汚損・滅失）届（様式第4号）により町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第15条 施設及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

（許可の取消し等）

第16条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はお試し住宅の管理上特に必要と認められるときは、当該許可条件を変更し、若しくは利用許可を取消すことができる。

- (1) 体験料をその納付期限までに納付しないとき。

- (2) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号のほか、本要綱に記載された内容に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない

(明渡し)

第17条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は許可が取消されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は通常の利用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 町長は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(管理の代行)

第18条 町長は、お試し住宅の設置目的を効果的に達成するため、お試し住宅の運営及び管理を委託することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月31日告示第83号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。